

*—Editorial—*

# 特集 集団意思決定 —完全情報下における参加型計画の合意形成に向けて—

木下栄蔵<sup>1</sup>・高野伸栄<sup>2</sup>

<sup>1</sup>正会員 工博 名城大学教授 都市情報学部都市情報学科

(〒 509-0261 岐阜県可児市虹ヶ丘 4-3-3)

kinoshit@urban.meijo-u.ac.jp

<sup>2</sup>正会員 博(工) 北海道大学大学院助教授 工学研究科都市環境工学専攻

(〒 060-8628 北海道札幌市北区北 13 条西 8 丁目)

shey@eng.hokudai.ac.jp

近年、公共事業に対する批判が高まり、その声は国民の空気になりつつある。それらにおける論点は以下の 3 点にまとめることができる。

(1) 公共事業の執行における透明性の確保に対する以下の批判内容

①投資費用に見合った効果が得られていない。

②建設コストが高く、重複投資が行われているなど公共投資の効率性が低い。

③公共投資は内容がわかりにくく、投資の決定過程が不明確である。

(2) 事業実施における国・地方・住民との間での意識共有の確保

(3) 財政的制約の中で、事業選定における合理的説明の確保

これらの批判は謙虚に受け止めなければならないが、一方で都市部の社会インフラが国際競争力を失っているのも事実である。したがって、公正で有効な社会インフラを整備するためには新しいパラダイムを確立する必要がある。それは 1990 年からの失われた 10 年を総括し、それ以前のパラダイムから新しいパラダイムの創造を意味する。すなわち、一言でいえばオペレーションナル・マネジメント（選択された道を上手に走る戦術；結果に力点を置く）から戦略的マネジメント（正しい道を選択する戦略；意思決定に力点を置く）への変更である。1990 年代以前の日本は「あれもこれもの時代」であったが、これから時代は「これだけはの時代」になるからである。

以上の視点から、社会資本整備に求められる新しいパラダイムは次の 4 つであると思われる。

(1) 公共事業の計画を代替案の創造という視点からとらえ、公共事業の採択を複数の代替案を有する意思決定問題としてとらえること

(2) 公共事業の計画を大きくして重要な長期的計画と小さくて細部な短期的計画に分け、長期的計画に重点を置くこと

(3) 公共事業の投資効果をストック効果（事業効果）とフロー効果（需要効果）に分け、ストック効果を重点的に評価すること

(4) 公共事業の計画において、将来の経済動向、社会動向をはじめ、将来の不確実性を有する評価基準（リスク、ライフサイクルコスト等）に視点を向けること

以上のパラダイムに従えば、公共事業採択（優先順位）は意思決定手法により、評価される必要性が認められる。また、その際、この意思決定手法に求められる必要要素は以下にまとめることができる。

(1) 評価プロセスが明確であること（透明性）

(2) 意思決定者（国、自治体、住民等）の意思（人間的な感覚情報）が反映されること（インセンジブル）

(3) 公共事業はある意味で新しいトリレンマ（国・自治体、住民、利用者）を形作る。このように集団の意思決定者を有する環境の下での評価が可能であること（トリレンマ）

(4) 評価構造が明確であり、使いやすいこと（アクセシビリティ）

(5) 行政各機関において、PI の本格導入がなされようとするなど、市民・住民参加を志向する動きは拡大を続けている。その際、多くの国民・市民から迅速に納得が得られる合理的な合意形成手法が必要とされていること（合意性）

我々はこれまで、以上の要素を念頭に置き、公共事業における PI、市民参加型ワークショップの運営などで生じる現実的課題と集団意思決定理論（合意形成

モデル)との位置づけを模索し、モデルの応用の可能性と現実的課題の解決のために必要とされる理論研究の方向性について、1999年より議論を重ねてきた。2000年11月には土木計画学研究発表会スペシャルセッションにおいて「参加型計画における集団意思決定手法の課題と展望」<sup>1)</sup>について議論を行い、2001年12月には土木計画学ワンデーセミナー第27回「参加型計画への集団意思決定手法の応用」<sup>2)</sup>を開催し、行政、コンサルタント等の実務担当者とも意見を交換し、議論を深めてきた。

図-1はそれらの議論のうち、いわゆる合意形成といわれているものの類型化とそれに対するアプローチ方策についてとりまとめたものである。合意形成が必要な場面には集団構成員が完全情報下にあるのか不完全情報下にあるのかによって大別する必要がある。このうち、構成員間に誤解、意思疎通の欠如、意識の共有欠如が存在するいわゆる不完全情報の場合には「完全情報化への方略」が必要となる。これが合意形成パターンIである。次に完全情報化がなされたとしても、集団内に重大なコンフリクトやジレンマが存在するため、合意形成にいたらない場合がある。これが合意形成パターンIIである。

現実の諸問題においてはこれらの二つのパターンが混在し、問題を一層複雑化している。パターンIはより多くの問題にみられ、これを解決することで合意にいたる場合も少なくない。我々はこれに対し、SCA (Strategic Choice Approach: 戦略的選択分析) やPCM (Project Cycle Management), さらにCGを用いることの有効性と問題点について議論を重ねてきた。

これに対し、本特集号は完全情報下でありながら、集団構成員のわがまま、利己心、自己の損失最小を原因とするコンフリクト・ジレンマが存在し、それを解消する必要があるパターンIIについての研究のうち、完成度の高いものをとりまとめ、土木学会論文集編集委員会における審査を経て、修正・採択された論文を、2号にわたって順次掲載するものである。

本号に掲載された論文のうち、谷口論文が提唱する第3者機関導入の方向性は、図-1の全体をカバーするものであり、その点に論文の価値があると思われる。特に完全情報化への方略とコンフリクト・ジレンマ解消への方略における制度論を「社会的フリーライダー」、「コミュニケーションプロセスの限界」に配慮

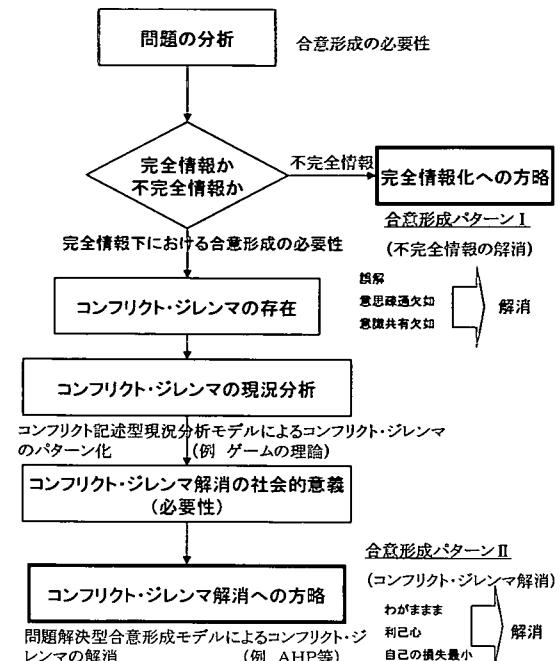


図-1 参加型計画における2つの合意形成パターン

して論じている。

藤井論文はコンフリクト・ジレンマ解消の社会的意義(必要性)を明確に示したものであり、利己的動機の抑制と公共心の活性化に向けた指針を明らかにしているところに論文の価値があると思われる。

中西論文が提案する集団意思決定ストレス区間法は基本的には中西・木下による集団意思決定ストレス法に山田・杉山・八巻<sup>3)</sup>による集団区間AHP法の考え方を導入したものである。また、中西の提案する考えにはコンフリクト・ジレンマ解消への方略における解決策を明示したものであり、問題解決型合意形成モデル(集団意思決定手法)の一つの手法である。

## 参考文献

- 1) 木下ら：参加型計画における集団意思決定手法の課題と展望、土木計画学研究・講演集、NO. 23(1), 801-806, 2000.
- 2) 木下ら：土木計画学ワンデーセミナーシリーズ第27回「参加型計画への集団意思決定手法の応用」, 2001.
- 3) 山田、杉山、八巻：「合意形成モデルを用いたグループAHP」, Journal of the Operations Research Society of Japan, Vol. 40, No. 2, 236-244, 1997.